

※都市用水施設税とは

地方税法第 348 条第 2 項及び同法施行令第 49 条の 2 の 2 第 2 項の規定により、ダム所在地市町村の財政の安定を図ることを目的に、ダムのうち水道又は工業用水道の用に供する部分（都市用水部分）について課税される固定資産税のことで、独立行政法人水資源機構で使用されている予算科目名称です。

課税範囲はダム堤体、貯水池及び管理施設に係る「土地」、並びに「償却資産」（ダム本体・制水ゲート等の機械電気設備、管理施設の操作盤、通信機器等）、「家屋」等であり、川上ダムの場合、ダム建設費用に係る伊賀市水道事業（利水者）の建設アロケーション率（費用負担率）である 11%相当分が課税対象となり、伊賀市水道事業が税額相当分を水資源機構へ支払い、水資源機構が納税者としてダム所在自治体である伊賀市へ納税することになります。（川上ダムの利水参画者は伊賀市のみ）